

分類		水質基準項目	水質基準値	新町浄水場水系 (一区遊園地)	
健康に 関連する項目	病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	
		2 大腸菌	検出されないこと	陰性	
	無機物質／ 重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	
		8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.001未満	
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4.15	
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08未満	
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.11	
		一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満
			15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	0.004未満	
	17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	0.002未満	
	18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	
	19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	
	20 PFOS及びPFOA		0.00005mg/L以下	0.000013	
	21 ベンゼン		0.01mg/L以下	0.001未満	
	消毒副生成物	22 塩素酸	0.6mg/L以下	0.08	
		23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	
		24 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.001未満	
		25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	
		26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001未満	
		27 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	
		28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.01未満	
		29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	
		30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.001未満	
		31 ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	
		32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	33 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	
		34 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01未満	
		35 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満	
		36 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	
	味覚	37 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	13	
	色	38 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満	
	味覚	39 塩化物イオン	200mg/L以下	14	
		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	150	
		41 蒸発残留物	500mg/L以下	240	
	発泡	42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	
	におい	43 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-----	
		44 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-----	
	発泡	45 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満	
	にお	46 フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	
	味覚	47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3未満	
衛生上の基準	基礎的性状	48 pH値	5.8以上8.6以下	7.1	
		49 味	異常でないこと	異常なし	
		50 臭気	異常でないこと	異常なし	
		51 色度	5度以下	0.5未満	
		52 濁度	2度以下	0.1未満	
衛生上の基準		残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.33	

一印は、今回測定しなかった項目

分類		水質基準項目	水質基準値	新町浄水場水系 (一区遊園地)	
健康 に関連する項目	病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	
		2 大腸菌	検出されないこと	陰性	
	無機物質／ 重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	-----	
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	-----	
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	-----	
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	-----	
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	-----	
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	-----	
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	-----	
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
		一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-----
			15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-----
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	-----	
	17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	-----	
	18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	-----	
	19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	-----	
	20 PFOS及びPFOA		0.00005mg/L以下	-----	
	21 ベンゼン		0.01mg/L以下	-----	
	消毒副生成物	22 塩素酸	0.6mg/L以下	-----	
		23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-----	
		24 クロロホルム	0.06mg/L以下	-----	
		25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-----	
		26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	-----	
		27 臭素酸	0.01mg/L以下	-----	
		28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	-----	
		29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-----	
		30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	-----	
		31 ブロモホルム	0.09mg/L以下	-----	
		32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	-----	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	33 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
		34 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	-----	
		35 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	-----	
		36 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
	味覚	37 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	-----	
	色	38 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	-----	
	味覚	39 塩化物イオン	200mg/L以下	14.0	
		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-----	
		41 蒸発残留物	500mg/L以下	-----	
	発泡	42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-----	
	におい	43 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-----	
		44 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-----	
	発泡	45 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-----	
	におい	46 フェノール類	0.005mg/L以下	-----	
	味覚	47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3未満	
衛生上の基準	基礎的性状	48 pH値	5.8以上8.6以下	7.0	
		49 味	異常でないこと	異常なし	
		50 臭気	異常でないこと	異常なし	
		51 色度	5度以下	0.5未満	
		52 濁度	2度以下	0.1未満	
衛生上の基準		残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.33	

一印は、今回測定しなかった項目

分類		水質基準項目	水質基準値	新町浄水場水系 (一区遊園地)	
健康に 関連する 項目	病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	
		2 大腸菌	検出されないこと	陰性	
	無機物質／ 重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	-----	
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	-----	
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	-----	
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	-----	
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	-----	
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	-----	
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	-----	
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
		一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-----
			15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-----
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	-----	
	17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	-----	
	18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	-----	
	19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	-----	
	20 PFOS及びPFOA		0.00005mg/L以下	-----	
	21 ベンゼン		0.01mg/L以下	-----	
	消毒副生成物	22 塩素酸	0.6mg/L以下	-----	
		23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-----	
		24 クロロホルム	0.06mg/L以下	-----	
		25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-----	
		26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	-----	
		27 臭素酸	0.01mg/L以下	-----	
		28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	-----	
		29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-----	
		30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	-----	
		31 ブロモホルム	0.09mg/L以下	-----	
		32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	-----	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	33 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
		34 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	-----	
		35 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	-----	
		36 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
	味覚	37 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	-----	
	色	38 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	-----	
	味覚	39 塩化物イオン	200mg/L以下	12	
		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-----	
	発泡	41 蒸発残留物	500mg/L以下	-----	
		42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-----	
	におい	43 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	
		44 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	
	発泡 いにお	45 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-----	
		46 フェノール類	0.005mg/L以下	-----	
	基礎的 性状	味覚	47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3未満
48 pH値		5.8以上8.6以下	7.2		
49 味		異常でないこと	異常なし		
50 臭気		異常でないこと	異常なし		
51 色度		5度以下	0.5未満		
52 濁度		2度以下	0.1未満		
衛生上の基準		残留塩素(水道法施行規則第17条)	0.1mg/L以上	0.32	

一印は、今回測定しなかった項目

分類		水質基準項目		水質基準値	新町浄水場水系 (一区遊園地)
健康に 関連する 項目	病原生物	1	一般細菌	100個/mL以下	0
		2	大腸菌	検出されないこと	陰性
	無機物質／ 重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満
		4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満
		5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満
		6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満
		7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満
		8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.001未満
		9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4.19
		12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08未満
		13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1
	一般有機化学物質	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満
		15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.004未満
		17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002未満
		18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満
		19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満
		20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下	0.000021
		21	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満
	消毒副生成物	22	塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満
		23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満
		24	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.001未満
		25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満
		26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001未満
		27	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満
		28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.01未満
		29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満
		30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.001未満
		31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満
		32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満
水道水が有すべき性状に関する項目	色	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満
		34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01未満
		35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.01未満
		36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満
	味覚	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	13
	色	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001未満
	味覚	39	塩化物イオン	200mg/L以下	14
		40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	150
		41	蒸発残留物	500mg/L以下	240
	発泡	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満
	におい	43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満
		44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満
	発泡にお	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満
	味覚	46	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満
	基礎的性状	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3未満
48		pH値	5.8以上8.6以下	7.5	
49		味	異常でないこと	異常なし	
50		臭気	異常でないこと	異常なし	
51		色度	5度以下	0.5未満	
52		濁度	2度以下	0.1未満	
衛生上の基準		残留塩素(水道法施行規則第17条)		0.1mg/L以上	0.32

一印は、今回測定しなかった項目

新町地域 水質検査結果

令和8年

8月

分類	水質基準項目		水質基準値	新町浄水場水系 (一区遊園地)	
健康に 関連する 項目	病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	
		2 大腸菌	検出されないこと	陰性	
	無機物質／ 重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	-----	
		4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	-----	
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	-----	
		8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	-----	
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	-----	
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	-----	
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	-----	
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	-----	
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
		一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	-----
			15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	-----
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	-----	
	17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	-----	
	18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	-----	
	19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	-----	
	20 PFOS及びPFOA		0.00005mg/L以下	-----	
	21 ベンゼン		0.01mg/L以下	-----	
	消毒副生成物	22 塩素酸	0.6mg/L以下	-----	
		23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	-----	
		24 クロロホルム	0.06mg/L以下	-----	
		25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-----	
		26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	-----	
		27 臭素酸	0.01mg/L以下	-----	
		28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	-----	
		29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	-----	
		30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	-----	
		31 ブロモホルム	0.09mg/L以下	-----	
		32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	-----	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	33 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
		34 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	-----	
		35 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	-----	
		36 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	-----	
	味覚	37 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	-----	
	色	38 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	-----	
	味覚	39 塩化物イオン	200mg/L以下	14	
		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	-----	
		41 蒸発残留物	500mg/L以下	-----	
	発泡	42 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	-----	
	におい	43 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001未満	
		44 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	
	発泡	45 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	-----	
	におい	46 フェノール類	0.005mg/L以下	-----	
基礎的性状	味覚	47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3未満	
	48 pH値	5.8以上8.6以下	7.0		
	49 味	異常でないこと	異常なし		
	50 臭気	異常でないこと	異常なし		
	51 色度	5度以下	0.5未満		
	52 濁度	2度以下	0.1未満		
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)		0.1mg/L以上	0.27	

—印は、今回測定しなかった項目